

東日本大震災による大津波で岩手、宮城、福島沿岸部は甚大な被害を受けた。五月下旬、取材で訪れた仙台市荒浜地区では、多くの家々が土台部分を残して消失しており、「杜の森」には似つかぬ土色の光景が一面に広がっていた。

震災から三カ月が経過し、被災地ではがれきの処理が急ピッチで進められている。その際、問題となるのが建材などに含まれるアスベストへのばく露対策だ。今後、復旧・復興工事が本格化するにともないアスベストによる健康被害が懸念される。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では東日本大震災の発生後、建設事業者などに対し、建物の解体作業に入る前に事前調査を行うことや電動ファン付き呼吸用保護具を着用することなどを徹底するように通達した。また、がれ



がれき集積所を視察する合同会議メンバー

きにもアスベストが含まれている恐れがあることから、企業から無償提供された防じんマスク約九万枚の配布も行っている。

だが、今回の震災では津波による被害が広範囲に及んでいることから、建設事業者だけではなく、被災地域の住民がばく露する危険性が高まっており、これまで以上の対策が求められている。

そのため、厚労省と環境省は、大学や研究機関の専門家からなる「東日本大震災アスベスト対策合同会議（委員長・神山宣彦、東洋大学客員教授）を設置した。五月一日に開催された第一回合同会議では、被災地で実施するモニタリング調査の方法について基本方針を固めるとともに調査結果を踏まえた健康被害対策を推進することが検討された。

### 有害性の強いアスベスト

アスベストとはクリソタイルやクロシドライトなど目に見えないほど細かい繊維状の鉱物の総称である。摩擦に強いほか、耐熱性、断熱性にもすぐれており、加工も容易なことから、近代に入り産業界で広く使われるようになった。わが国でも明治期からアスベスト製品品の輸入が始まり、高度経済成長期には年間三〇万トンを超える量が消費さ

れたという。だが、アスベストを大量に吸入すると石綿肺や肺ガン、中皮腫など呼吸器系の疾患を引き起こすと指摘されてきた。

わが国では一九七〇年代からアスベストの有害性が問題視されるようになり、段階的に法的規制が強められた。二〇〇四年にはアスベストを一年以上含む製品の製造、使用が原則禁止され、さらに二〇〇六年にはこの基準が〇・一％以上に引き上げられた。現在では使用量はほぼゼロとなったものの、一九九五年以前に建てられた建築物には吹き付け材やスレートボードなどに依然残っている可能性がある。

阪神・淡路大震災では建築物の倒壊やその後の解体工事でアスベストが大量に飛散し、多くの建設労働者が吸引した可能性があり、〇八年には震災直後、兵庫県西宮市内で建物解体作業にあたった三〇歳（当時）の男性がアスベストを吸入したことで中皮腫を発症したとして、労災を申請し、認定されている。

### 専門機関の調査で飛散を確認

合同会議に先立ち、環境省では四月上旬、本格的なモニタリング調査を行う前の予備調査として、宮城県、福島県、茨城県のうち、津波による被害が

甚大な所や地震により建築物の倒壊が目立つところなど一五地点でアスベスト大気濃度を測定した。調査は環境省が策定した「アスベストモニタリングマニュアル」に従って行われた。この調査では、どの地点でも一本を超える繊維は検出されず、通常の大気環境とほぼ変わらないと結論づけられた。

しかし、厚労省所管の独立行政法人労働安全衛生総合研究所が四月下旬に宮城県内のがれき集積所など三地点で行った調査では石綿を含むがれきが見つかっており、さらに大気環境測定を行った荒浜地区では空気リットルあたり一本を超える飛散が確認されている。

五月三〇日に仙台市内で開催された第二回合同会議では青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、千葉の八県約一三〇地点でのモニタリング調査実施を決定。倒壊、半壊している建築物やがれき処理場はもちろん、被災した住民のアスベストに対する不安を解消するため、避難所や仮設住宅周辺でも大気濃度を測定する。

会議ではがれき処理現場で作業にあたる重機オペレーターやトラック運転手のばく露の実態を把握するため、個人サンプラーによるモニタリングの実施も確認した。

厚労省と環境省ではこれらの調査結果を踏まえ、七月上旬を目途に第三回会議を予定する。

（調査・解析部 米島康雄）